



酷暑の候 貴社におかれましては益々ご清栄のことと 心よりお慶び申し上げます。

今回は建設業許可の要件の一つである

「建設業に係る経營業務の管理経験を有する者」について解説いたします。

建設業は一品ごとの受注生産、契約金額が多額、請負者が工事目的物の引き渡し後も長期間瑕疵担保責任を負うという他の産業とは著しく異なる特徴があるため、許可の要件の一つとして**建設業に関し一定の経営経験を有する者（常勤役員等1名もしくは常勤役員等1名+当該常勤役員等を直接補佐する者）**を配置し適正な経営体制を確保することが求められています。

■建設業に関し一定の経営経験を有する者（経營業務の管理責任者）の要件

①常勤役員等であること

法人である場合：役員のうち常勤である者。株式会社、有限会社の場合は常勤の取締役。

個人である場合：その者または支配人。



※常勤であるものとは

原則として本社、本店において休日その他勤務を要しない日を除き、一定計画のもとに毎日所定の時間、その職務に従事している者をいいます。

②建設業に関する一定の経営経験を有していること

業種の区別なく建設業に関し5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者。

※経營業務の管理責任者としての経験とは

営業取引上対外的に責任を有する立場にあつて、建設業の経營業務について総合的に管理した経験をいい、具体的には、法人の役員、個人事業主又は支配人、その他支店長や営業所長の地位にあつて経營業務を総合的に執行した経験をいいます。

例：建設業の取締役（常勤）の経験

建設業許可のある営業所の営業所長（令3条の使用人）の経験

■違反した場合の罰則

経營業務の管理責任者が上記の要件を満たしていなかった場合、建設業法第29条第1項第1号の規定に基づき許可の取消処分の対象となります。

●A社

経營業務の管理責任者の変更に係る変更届出書を提出したが、変更日から現在に至るまでの間、経營業務の管理責任者が営業所に常勤していなかった。→許可取消

●B社

経營業務の管理責任者となる者が実際には建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験がないにもかかわらず、改ざんした虚偽の建設工事請負契約に係る見積書等を提示し5年以上の建設業に関する経營業務の管理責任者としての経験を有していたと虚偽の内容を申請した。→許可取消

行政書士 こうべ元町事務所

行政書士 光森 司

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目3番8号

TEL：(078) 332-3911 FAX：(078) 332-3914

E-mail：kobe-m.office@x3.gmob.jp

次回は上記以外で個別認定が必要となる場合の
経營業務の管理責任者要件について解説いたします。

